

平成29年度事業報告〈抜粋〉

本報告書は、以下に示す最重点施策及び重点施策を含め、当連合会が平成29年度に行った事業についてとりまとめたものである。今後とも、軽自動車・二輪車販売業界団体としての責任を自覚しながら、より健全なクルマ社会の実現のために努力をしていくこととする。

○最重点施策

- ・車体課税の抜本見直しへの対応
- ・流通改善対策の推進
- ・収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進

○重点施策

- ・事務所における軽自動車検査申請等代行業業の取り組みと拡大推進
- ・軽自動車保有関係手続きのO S S導入計画への対応
- ・組織の自立運営の支援
- ・組織運営の改善
- ・軽自動車理解促進の推進
- ・軽自動車の普及促進
- ・軽自動車情報提供事業の普及拡大
- ・軽自動車・二輪車の防犯・法令順守の促進
- ・保管場所の届出適正化と届出率向上
- ・二輪車自主リサイクル事業の推進

1. 軽自動車の理解促進事業

(1) 軽自動車に関する新車資料等の整理・公表

自動車産業記者会（全国紙等30社）及び全軽自協記者会（業界紙誌17社）など報道機関に対して、毎月定例で計12回にわたり「軽自動車新車販売速報」及び「軽自動車〔通称名別〕新車販売速報」の資料配布を実施した。また、平成29年7月には「軽自動車の世帯当たり普及台数について」の資料を発表した。

これらの資料は発表と同時に当連合会のインターネットホームページ（HP）にも掲載した。ま

た、国内で販売されているすべての軽自動車を掲載し、メーカーのHPにリンクさせるとともに、軽自動車のフルモデルチェンジ・マイナーチェンジ・機種追加などの情報も逐次追加した。

(2) 軽自動車に関する諸手続きの案内

全軽HPには、軽四輪自動車及び軽二輪自動車の検査・届出、保管場所届出、軽自動車税申告等の案内について、前年度に引き続き諸手続き方法を掲載した。また、事務所の窓口で問い合わせに応じるとともに、電話による相談を本部及び事務所で受け付けた。

(3) 全軽HPの運営状況

全軽HPは、平成29年6月9日から全面リニューアルして公開した。今回のリニューアルでは、分かり易い情報提供を目指し、快適に閲覧できるような情報を整理し、「分かりやすい・見やすい・探しやすいデザイン」に刷新するとともに、スマートフォン・タブレットでの閲覧にも対応できるよう、レスポンスデザインとした。

全軽HPへのアクセス件数（トップページのカウンター数、平成29年6月のリニューアル後はページビューカウンター数）は、平成29年度は33万561件となった。

(4) 軽自動車普及拡大のための理解促進対策

平成29年度で38回目の実施となる軽自動車広報キャンペーンは、「理解促進広報キャンペーン」へと路線を変更してから13回目となった。

今回のキャンペーンでは、従来と同様に「軽自動車の社会公共的な重要性と特性を広く一般に訴えて理解促進を図る」ことを目的に、「日本の原動力、軽自動車。」をテーマに実施した。

具体的には、テレビCM、交通広告、特設WEBサイト、WEB広告、ディーラー向けポスターなどを実施した。

(5) 軽自動車関係税制等の理解促進対策

I. 平成29年度の当連合会独自の税制改正要望活動

ア. 平成30年度税制改正に関する方針については、税制・広報委員会の検討結果を踏まえ作成、理事会で決定し、通常総会で報告を行い、「当連合会の税制改正要望書（案）の作成・審議及び機関決定にあたっては、関係省庁・関係団体・自動車税制改革フォーラム等の動きを情報交換や情報収集によって注視しつつ、乗り遅れることのないよう然るべき時期に決定する」旨、承認を得た。7月には国土交通省や経済産業省等の関係省庁からの税制要望のヒアリングにおいて、基本方針である「軽自動車ユーザーへの更なる税負担増に反対」を訴えた。当連合会の平成30年度税制改正要望については、8月に関係省庁の税制改正要望が公表され、自動車関係団体の要望内容等も明らかになってきたことから、税制・広報委員会及び理事会の審議を経て9月29日に機関決定となった。その直前、9月28日に衆議院の解散が実施され10月10日公示、10月22日投開票となり、その間、政治家に対する税制要望活動ができない状況の中、国土交通省や経済産業省等の関係省庁に対し税制要望内容について説明を行った。選挙終了後には機関決定した要望書を自民党、公明党の関係部会、関係委員会、関係議員連盟などに提出した。

イ. 都府県地区軽自動車協会においては、会長等が中心となり、昨年までと同様に積極的に自民党地元国会議員に対し、軽自動車の現状と課題について説明した上で「軽自動車ユーザーへの更なる税負担増に反対」について理解を求めた。

ウ. 11月下旬から自民党税制調査会小委員会での最終審議が始まる中で、与党国会議員に対し積極的に要望活動を行った。

要望内容は、軽自動車及び二輪車のユーザーに対する更なる税負担増に反対。軽四輪車等（新車）に対する軽自動車税の大幅な増税が平成27年度から実施され、二輪車（既販車含む）についても大幅な増税が平成28年度から実施さ

れた中で、軽自動車ユーザー及び二輪車のユーザーの負担が増えることのないよう、軽自動車にかかる車体課税について、これ以上の増税は行わないこと。

II. 軽自動車関連諸施策の推進

10月下旬から11月にかけて、自民党の運輸・交通関係団体委員会や自動車議員連盟政策懇談会、公明党自動車議員懇話会のヒアリングにおいて軽自動車税増税以降の販売動向や軽自動車の役割と貢献について資料を用いて説明するとともに、税制改正について要望を行った。

III. 要望活動の結果

12月14日、与党の平成30年度税制改正大綱が取りまとめられた。前年度大綱に明記された「平成31年度税制改正までに（中略）自動車の保有にかかる税負担の軽減に関して総合的な検討を行い、必要な措置を講じる。」との文言から、今年度も自動車関係諸税の見直し要望は各所からあげられたものの、本件については「長期検討」の対象となった。自動車関係諸税において税制改正の対象となった案件は大型車や事業用自動車を中心とする期限切れの見直しと自動車取得税の免税点の特例の期限切れの延長のみとなった。また、自動車関係諸税全体の改正方針が改めて記載されることはなく、前年の平成29年度税制改正大綱における「なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。」との文言は今後も生きる形で車体課税の抜本改革の検討が次年度に向けて継続することとなった。

IV. 自動車税制改革フォーラムの税制要望活動

当連合会が参画し、自動車関連21団体で構成する自動車税制改革フォーラムでは、当初、懸案である自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の実現に向け、抜本見直しのための大がかりな活動に備えていたが、「平成31年度税制改正までに」とされた前年度大綱の文言から、自動車税制改革フォーラムとしての統一要望書による要望活動は行わず、平成31年度改正を見据え、「クルマの税金は複雑で過重」とのユーザーの声を発信していく活動を継続的に行っていくこととなった。具体的には平成28年度にトライアル実施したイベント会場やショッピングモールに特設ブースを設置し、チラシなどを配布するとともに、来場したユーザーの自動車税制に対する「生の声」をボイスパネルに記載いただき写真に収める活動を全国各地で実施し、45ヵ所のべ45日間で2339件もの「生の声」を収集した。収集した「生の声」の一部はJ A Fのホームページ上への掲載や税制要望資料に掲載するなど、世論喚起や要望活動に活用された。その他、J A Fを中心とした全国48ヵ所での街頭活動の実施や自動車政策懇談会の開催、自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の実現に向けた活動（チラシ・ステッカーの配布等）を実施した。

2. 軽自動車統計情報提供事業

- (1) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の広報
- (2) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の出版

3. 軽自動車検査電子情報提供事業

- (1) 軽自動車検査情報の電子的提供
- (2) 軽自動車検査情報の統計加工データの提供

4. 軽自動車・二輪車の防犯・法令順守促進事業

- (1) 軽自動車・二輪車の不正流通防止対策（流通確認）

① 軽四輪車の流通確認業務の実施

当連合会は、昭和42年の協会発足以来、民事登録制度のない軽四輪車の盗難、詐欺等による不正な届出を防止し、流通上の事故の防止を図るため、

所有者の印鑑が押印された軽自動車所有者承諾書及び軽自動車検査証返納確認書により、所有者又は使用者の流通上の正当性を確認する流通確認業務を実施している。今年度も前年度に引き続き、全国の事務所の窓口においてこれらの業務を実施した。

② 軽二輪車の流通確認業務の推進

民事登録制度のない軽二輪車の盗難・詐欺等による不正な届出を防止し、流通上の事故を防止するため、軽二輪車の届出窓口において、軽自動車届出済証返納済確認書により所有者又は使用者の流通上の正当性を確認する流通確認業務について、前年度に引き続き、全国の事務所の窓口において業務を実施した。

③ 軽二輪車の使用届出制度運営に関する協力

(2) 軽自動車・二輪車の防犯情報提供の協力

軽自動車検査協会に盗難の届出があった軽自動車については、同協会の電算システムにより、全国のいずれの窓口においても自動的にチェックがされ、不正手続きの未然防止が図られることとなっている。このことから、使用者等から軽自動車が盗難にあった旨の届出が事務所にあった場合には、軽自動車の流通確認業務の一環として、軽自動車検査協会を案内することとしている。詐欺にあった旨の届出があった場合又は窓口において偽造印鑑等の使用による不正な届出を発見した場合には、当該事務所からの通報をもとに本部から全国の事務所へ通報することにより、その車両に係わる名義変更等の不正届出の発見に努め、不正手続きの防止を図っている。事務所窓口における軽自動車の偽造印鑑等の使用による不正手続きの発見件数は、本年度は5件であった。これは、名義変更の申請書に偽造印鑑が旧所有者印として使用されていたものを、職員が窓口において発見し不正な手続きを未然防止したものである。

(3) 軽自動車の車庫届出の推進

保管場所確保及び保管場所届出励行対策として

は、当連合会が自主的に定めた規程や各種通達をもとに次のような対策を実施し、前年度に引き続いて保管場所確保及び届出励行推進を図った。

①会員ディーラーの販売時の対応

各軽自動車協会の会員ディーラーが取り扱った車両（傘下業販店扱いを含む。）については、注文書作成の際に購入者の保管場所の所在地を確認のうえ、保管場所届出用紙の記載を求め、警察署への届出を代行するとともに、保管場所届出管理台帳によりその届出状況を把握する。

②会員ディーラーが自社名義で届出した場合の対応

各軽自動車協会の会員ディーラーにおいては、自社名義の商品車についても必ず保管場所の届出をする。また、軽自動車の新車の保管場所の取扱いについては、全ての地域で、自社名義の車両は新車新規検査申請時に、都府県地区軽自動車協会に対して、別に定める報告書を提出する。

③業販店、整備事業者、中古車販売事業者及び一般ユーザーに対する届出励行の呼びかけ

中古新規検査又は名義変更等については、事務所の窓口における申請書類整備確認の際に、届出励行勧奨チラシを手渡す等により届出励行を呼びかける。

④会員ディーラーの保管場所届出率向上対策の推進

都府県地区軽自動車協会では、会員ディーラーの保管場所届出管理台帳をもとに、月別届出必要件数及び届出件数を銘柄毎に集計し、届出率を算出のうえ代表者会議等の機会を捉え、届出率の向上対策について協議をする。

⑤保管場所届出率向上のための対応

当連合会では全国の保管場所届出状況を集計し、これらの資料をもとに各ブロック会議、全国事務局長会議及び都府県地区軽自動車協会における代表者会議等において保管場所届出率の向上を図っているところであり、メーカーに対しても、都府

県地区別・銘柄別の保管場所届出率の実態を示し、届出率向上対策推進の協力を要請している。また、届出率が95%以下の会員ディーラーには、当該軽自動車協会より改善の要請を行い、会員ディーラーの届出率が95%を下回る当該軽自動車協会に対しては、当連合会より改善の要請を行っている。

5. 軽自動車・二輪車の安全環境対策事業

(1) 軽自動車・二輪車の安全環境対策への協力

①不正改造車を排除する運動の実施

②自動車点検整備推進運動の実施

③定期点検整備促進運動の実施

④「自動車整備人材確保・育成推進協議会」への参画・協力

(2) 軽自動車・二輪車の安全運転普及運動の推進

①チャイルドシート指導員養成研修会の周知

②自賠責保険制度のPRの推進

(3) 軽自動車の交通事故調査分析への協力

(4) 軽自動車のリコール情報の提供

①軽自動車検査情報の電算編集処理及び提供

平成30年1月に一般社団法人日本自動車工業会向けの軽自動車検査情報提供システムを刷新し、機器を更改した。軽自動車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合との軽自動車検査情報提供契約に基づき、情報利用者である軽自動車メーカー等各社への提供を行った。平成29年度における軽自動車検査情報は1201万件、前年度比104.3%であった。

②検査対象外軽自動車届出情報の収集、電算編集処理及び提供

軽二輪車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会との検査対象外軽自動車届出情報提供契約に基づき、情報利用者である軽二輪メーカー各社への提供を行った。平成29年度における検査対象外軽自動車届出情報（軽二輪）は48.4万件、前年度比100.5%であった。

(5) 軽自動車の引取等のリサイクルの推進

(6) 二輪車の自主リサイクル対策の推進

- ①二輪車リサイクルの活動概況
- ②廃棄二輪車取扱店の現状
- ③廃棄希望二輪車の回収処理と不法投棄の防止対策

6. 軽自動車流通改善関係事業

(1) 軽自動車届出の平準化

- ①月末4日間の新車新規検査申請件数を月間件数の40%以下とすることを目標としており、目標達成に向けて未達成のディーラーに対して一層の協力を要請すること。
- ②各月月末最終日午後については、当分の間、窓口業務の平準化のため、使用者がディーラー名義の車両の申請（届出）は自粛する。

(2) 軽自動車届出の適正化

- ①「軽自動車流通改善統計月報」の継続的な発行
流通改善を図るために「軽自動車流通改善統計月報」を流通委員会委員長名で毎月発行し、各軽自動車協会に対しすべての会員ディーラーに流通改善指標の共有を図った。

②軽自動車届出の適正化

引き続き、各都府県地区軽自動車協会が収集した使用者がディーラー名義の車両の銘柄別台数を各軽自動車協会の流通委員会等に提出し、ディーラー名義車両台数の数字の精度の向上と自社登録の届出の適正化に努めた。

③流通委員会の開催

- ア. 流通改善指標の評価と注視――都府県地区軽自動車協会及び銘柄販売店会においてそれぞれ未使用車問題等の流通改善の実効を上げるために、委員会として、「軽自動車流通改善統計月報」により自社名義比率等の流通改善指標の推移を評価するとともに、継続的に注視している。
- イ. 自社名義届出率に関する検討――自社名義比率について、月末4日間比率や保管場所届出率と同様に、当連合会における目標値設定の可能性について検討したが、目標値は設定せず現行どおりとし、引き続きその推移を見守ることと

した。

(3) 軽自動車の流通上の課題への対応

- ①自動車公正取引推進に対する協力
- ②中古自動車査定制度推進に対する協力

7. 軽自動車検査関係支援協力事業

(1) 軽自動車検査の申請窓口業務への協力

- ①通達等の周知徹底
- ②自動車登録等適正化推進運動の実施
- ③事務所の移転
 - ・平成29年5月22日 神奈川事務所 横浜支所
 - ・平成29年6月5日 茨城事務所 土浦支所
 - ・平成29年7月18日 大阪事務所 和泉支所
 - ・平成30年1月22日 静岡事務所 沼津支所
- ④OCR申請書の無償化への対応

軽自動車の検査申請に使用するOCR申請書は、当連合会で印刷・頒布していたが、軽自動車検査協会が、平成29年1月からOCR申請書を無償で配付することになったが、当連合会においても、申請者の利便等を考慮し事務所ごとに可能な範囲で協力している。なお、当連合会が不正流通防止のために作成している軽自動車検査証返納確認書については、軽自動車検査協会の協力を得て引き続き使用している。

⑤軽自動車検査協会の窓口業務の受託

本年度における請負業務としての実施件数は、申請書類整備確認及びOCR投入業務が787.1万件、並びに自動車検査証返納等業務が306.2万件であった。

- ⑥窓口業務におけるCS・接遇向上対策
- ⑦事務所職員業務研修会
- ⑧事務所中間管理者会議
- ⑨登録情報処理機関への協力

(2) 軽自動車検査手数料の収納業務への協力

(3) 軽自動車保有関係手続きのOSS導入計画への対応

- ①軽OSS導入計画への対応
軽自動車検査協会は軽自動車OSSについて、

継続検査（指定整備）は平成31年1月から全国を対象としてスタートすることとし、新車新規検査（型式指定車）は同年9月からのサービス開始に向けて関係者と調整を図ることとして、プレス発表を行った。当連合会では、軽自動車検査協会や国土交通省及び関係諸団体との会議に出席し、軽自動車OSSや登録車OSSの進捗状況及びその課題等について情報収集を行うとともに、当連合会地方ブロック毎に研修会を開催し情報提供を行い、軽自動車OSSの導入への準備を進めた。

②国土交通省に対する要望書の提出

当連合会が軽OSSの申請代理を直接行うことが可能となるよう、行政書士法施行規則の改正に関する要望書を12月26日付けで国土交通省自動車局長に提出した。

8. 軽自動車の検査関係業務の受託事業

(1) 軽自動車税の徴税関連業務への協力

①自動車取得税及び軽自動車税申告書の受付等の業務

②軽自動車税納付情報提供サービス

「軽自動車税納付情報提供サービス」を平成25年4月から全国展開している。平成29年度は、昨年度から準備を行っていた平成29年度税制による軽自動車税（軽課）の見直し等に対応した追加ツールをリリースした。平成29年度末現在で1県139市区町村に対し本サービスの提供を実施している。

③検査情報の提供

(2) 軽自動車の検査関連業務の受託

(3) 軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進

平成29年1月からのOCR申請書の無償化や平成31年からの軽自動車OSSの導入に伴い、平成29年度も重点施策として、「事務所における軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進」を実施した。申請代行事業を行っていない事務所について、新たに事業を開始する取り組みを行った結果、2事務所で開催することとなった。また、

既に事業を行っている事務所については、受託内容の拡大を図った結果、申請代行の種類や顧客数の拡大に繋がった事務所が多数あった。

9. 軽自動車用紙関係事業

(1) 軽自動車・二輪車の流通確認用紙の印刷・頒布

10. 組織運営改善対策

(1) 会議の開催

(2) 会報の発行

(3) 賞勲業務の実施

(4) 収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進

平成29年1月からのOCR無償化実施及び平成31年からの軽自動車OSS導入により、当連合会の収支状況が平成29年度以降、大幅な赤字になることが見込まれるため、最重点施策として「収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進」を実施した。

この取り組みを早期に具現化するため、全軽自協定款第55条及び委員会規程第3条の規程に基づき「運営改善特別委員会」を設置した。平成29年7月31日に開催した第1回運営改善特別委員会委員会・専門部会合同会議を始め、9月28日、11月1日の運営改善特別委員会専門部会の中で議論・検討を重ね、11月28日の第2回運営改善特別委員会・専門部会合同会議において中間報告書を取り纏めた。